

① 訪問診療・往診

訪問診療または往診を希望するときは、主治医（かかりつけ医）に依頼してください。

- 主治医（かかりつけ医）の判断により必要であれば他の医療機関へ紹介します。
- 主治医（かかりつけ医）がいない場合は地域包括支援センター（69頁参照）へご相談ください。
- 診療内容は疾患によって必要とされる治療が異なるため、医師との相談によります。
- 対象は、医療機関から概ね16km以内の方です。

② 訪問歯科診療

秋田市歯科医師会 電話 823-4564 FAX 888-0123

かかりつけの歯科医院がございましたら、そちらに往診対応可能かどうかご相談ください。

かかりつけの歯科医院で往診を行っていないなどの場合は秋田市歯科医師会へご連絡ください。

- 診療内容は、入れ歯の作製や調整などの治療だけでなく、虫歯、歯周病、定期健診、摂取や嚥下に関するアドバイスなども行います。
- 対象は、秋田市内在住の寝たきりなどのため歯科医院への通院が困難な方で、かつ、医療機関から概ね16km以内の方です。
- 費用は、保険の種類や治療内容、ご自宅での治療か施設での治療か等によって異なりますが、健康保険・介護保険などでまかなうことができます。

③ 在宅訪問(訪問薬剤管理指導/居宅療養管理指導)を行う薬局

在宅訪問を行う薬局は、一般用・医療用などの全ての医薬品のご相談のほか、在宅医療や居宅訪問のご相談、患者さんの状況に応じた医療機関についてのご相談に対応する薬局です。

詳細については、下記、Webサイトをご確認下さい。

一般社団法人秋田県薬剤師会 Web サイト内：

<https://www.akiyaku.or.jp/information/yakankyujitu/>（在宅対応に係る体制リスト）

「秋田市地域包括ケアシステム参加医療機関」



このステッカーがある医療機関は、地域包括支援センターと連携しており、患者さんの求めに応じて、在宅医療・介護の困りごとに関する相談や取り次ぎ等を行っております。お気軽にお声がけください。

●問い合わせ

秋田市医師会

電話 865-0252

秋田市歯科医師会

電話 823-4564

秋田県薬剤師会秋田中央支部

電話 833-2334